

鳥栖市いじめ防止基本方針

平成26年10月

鳥 栖 市

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2～3
(1) いじめの定義	
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(3) 鳥栖市いじめ防止基本方針策定の目的	
(4) いじめ防止に向けた方針	
①市として	
②学校として	
③保護者として	
④市民、事業者、関係機関	
2 いじめの防止等のために鳥栖市が実施する施策	3～5
(1) いじめの防止等のための組織	
①鳥栖市青少年問題協議会	
②鳥栖市いじめ問題対策委員会	
(2) 教育委員会の取組	
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見	
③いじめの対応	
④教職員の研修	
⑤関係機関等との連携	
⑥学校評価、学校運営改善の実施	
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5～7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止対策委員会の設置	
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見	
③いじめに対する措置	
(4) 関係機関との連携	

4 ネットいじめに対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8

- (1) ネットいじめの現状
- (2) ネットいじめの予防
- (3) ネットいじめへの対応

5 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体
- (4) 調査を行うための組織
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ①いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合
 - ②いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合
- (6) その他の留意事項
- (7) 調査結果の提供及び報告
 - ①いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供
 - ②調査結果の報告

はじめに

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、全ての市民の願いです。

しかし、いま大きな社会問題となっているいじめは、子どもの健やかな心身の成長を妨げるばかりか命の尊厳に係わる問題です。どのような理由があろうとも、いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめを防止するためには、全ての市民が子どものいじめに関する課題意識をもち、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、鳥栖市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鳥栖市いじめ防止基本方針」（以下「鳥栖市基本方針」という。）を策定します。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であり、いじめから一人でも多くの子どもの救うため、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「児童等」とは、鳥栖市立小中学校に在籍する児童又は生徒を指します。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者や、塾、スポーツクラブなど当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は全ての児童等に関する問題であり、児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

①「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」という意識を持ち、児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、未然防止に取り組む。

②すべての児童等に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

③いじめを生まない土壌を作るため、いじめを特定の個人の問題とせず、広く社会全体で継続的に取り組む必要がある。

④いじめ防止等の対策は、学校・保護者・地域等市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組む必要がある。

※「いじめの防止等」とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を意味します。

(3) 鳥栖市いじめ防止基本方針策定の目的

鳥栖市いじめ防止基本方針は上記基本理念の下、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で真剣に取り組み、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ防止に向けた方針

①市として

・いじめ防止に関する基本方針を策定し、いじめの防止及び解決を図るための総合的

な施策を実施する。

- ・いじめの未然防止、早期発見その他いじめに関する通報及び相談のための相談体制を充実させ、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携強化を図る。
- ・学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめの通報を受けたときは、適切かつ迅速に必要な支援や調査を行う。
- ・いじめ防止に向けて必要な啓発活動を行う。

②学校として

- ・いじめ防止基本方針を定め、また、いじめ防止対策委員会を設置し、学校全体でいじめ問題に組織的な対応を講じる。
- ・全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・定期的なアンケートや個別の面談等を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・保護者、地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、児童等がいじめ防止に関する主体的な活動を行うよう指導し支援する。

③保護者として

- ・どの児童等も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめを行うことがないよう規範意識を養うための指導に努める。
- ・いじめを発見し、又は、いじめの恐れがあるときは速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

④市民、事業者、関係機関として

- ・市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、鳥栖市の児童等が安心して過ごすことのできる環境づくりに努める。
- ・市民等は、いじめを発見したときは、速やかに学校、市、又は関係機関等に情報を提供するように努める。
- ・児童等の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、健やかな成長を願い相互に連携しいじめの根絶に努める。

2 いじめの防止等のために鳥栖市が実施する施策

鳥栖市は、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための総合的な施策を実施する。また、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止のための

- ・児童等の健全育成に関わる機関、諸団体との連携強化
- ・教職員の資質向上

- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・いじめに係る相談体制及び支援体制等についての広報及び啓発活動
- ・学校、家庭及び地域が連携して対応する体制の構築

(1) いじめの防止等のための組織

①鳥栖市青少年問題協議会

鳥栖市青少年問題協議会の中で、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

②鳥栖市いじめ問題対策委員会

鳥栖市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第 14 条 3 項に基づき、協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、「鳥栖市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

この委員会は、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査する。委員は、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成する。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(2) 教育委員会の取組

①いじめの未然防止

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等を推進する。
- ・児童会・生徒会においていじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童等の主体的な活動を推進する。

②いじめの早期発見

- ・毎月 10 日を「いじめ・命を考える日」とし、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめについて相談しやすい体制を整える。
- ・児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。（心の悩みテレホン相談の設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、相談体制の周知徹底等）
- ・全ての大人が児童等の些細な変化に気付く力を高め、早い段階からの的確に関わりを持ち、地域、家庭と連携して児童等を見守るように啓発する。

③いじめの対応

- ・学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ当該学校に対して必要な支援を行い、適切な措置を講ずるように指示し、又は、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

- ・いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ・いじめられた児童等やその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

④教職員の研修

- ・教職員がいじめ問題に対して、適切な対処ができるよう、佐賀県教育センターなどと連携し教職員研修の充実を図る。
- ・教職員のカウンセリング能力の向上を目指してスクールカウンセラーなどを活用したり、教職員向け資料を利用したりした校内研修を推進する。

⑤関係機関等との連携

- ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携の強化を行う。

⑥学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止についての取組等について適切な評価が行われるようにする。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各学校は、国の基本方針、鳥栖市基本方針を参考にして、その学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。
- ・学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めることとし、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめ防止等の全体に係る内容であることが必要である。
- ・学校基本方針を策定するに当たっては、方針を策定する段階から保護者等地域の方にも参画していただくことが、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。
- ・学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、児童等の意見を取り入れるなど、児童等の主体的かつ積極的な参加ができるよう留意する。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即してきちんと機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを盛り込んでおく。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

- ・学校におけるいじめの防止等を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置く。

- ・必要に応じて心理や福祉の専門家等外部専門家の参加を求める。
- ・いじめ防止対策委員会の役割には、
 - ◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ◇いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ◇いじめの疑いに係る情報があった場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割
 などが想定される。
- ・学校基本方針策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

①いじめの未然防止

- ・いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童等を対象にいじめに向かわせないための未然防止が大切である。
- ・児童等に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせる。
- ・授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級風土をつくる。
- ・いじめの背景にあるストレスなどの要因にも着目し、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・教職員の言動が、児童等を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②いじめの早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ・日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・毎月10日「いじめ・命を考える日」には、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童等が相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・いじめが確認された場合は、被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対してはその児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
- ・いじめが犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。
- ・いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。

(4) 関係機関との連携

- ・必要に応じて、児童相談所、病院、警察、法務局などの関係機関と適切な連携を図る。
- ・適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 ネットいじめに対する教育委員会や学校の対応

(1) ネットいじめの現状

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトや掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うものであり、保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話などの利用の状況を把握することが難しい。

また、子どもの利用している掲示板などを大人が詳細に確認することは困難なため、ネット上いじめの実態の把握が難しく、次のような特徴があると指摘されている。

- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

(2) ネットいじめの予防

- ・情報モラル教育の推進による児童等の意識の向上及び保護者への啓発活動を実施する。
- ・関係機関と連携して、学校ネットパトロールなどからの状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

(3) ネットいじめへの対応

- ・誹謗・中傷の書き込みなどのネットいじめが児童等や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除を迅速に依頼する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

法第 28 条第 1 項にあるように「重大事態」とは以下のことをいう。

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等が、自殺を企図した場合、身体に重大な損害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、日数だけではなく児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会へ報告する。
- ・報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に伝える。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ・法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ・学校から報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査する。
- ・学校が主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な措置、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

- ・教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。
- ・教育委員会が調査を行う際には、鳥栖市いじめ問題対策委員会を招集し、調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

①いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活へ復帰できるような支援や学習支援等を行うことが必要である。

②いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) その他の留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

(7) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。